

発電設備撤去に係る誓約書

愛南町長 清水雅文 殿

私は、
発電所事業を実施するにあたり、「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の推進に関する条例」第5条第4項に基づき、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

1. 発電事業終了後、当該施設を原因として周囲の景観、環境に悪影響を与える場合には速やかに施設を撤去すること。
2. 発電事業が終了するまでに、¥ 円を撤去に係る経費として積み立てること。

以上

令和 年 月 日

本人 住 所

氏 名

㊞

電話番号